

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院規程（平成16年旭医大達第84号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。
※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (医療安全管理責任者) 第8条の2 本院に、医療安全管理責任者を置き、病院長が指名する副病院長をもって充てる。 2 医療安全管理責任者は、本院の医療安全体制について総括する。 3 医療安全管理責任者は、<u>病院長に対して医療安全の確保のために必要な補助及び助言をし</u>、医療安全管理部、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者及び医療放射線安全管理責任者並びに旭川医科大学病院医療安全管理委員会の実施事項を統括する。 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和9年4月1日から施行する。</u> 【改正理由】 医療法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。	(略) (医療安全管理責任者) 第8条の2 本院に、医療安全管理責任者を置き、病院長が指名する副病院長をもって充てる。 2 医療安全管理責任者は、本院の医療安全体制について総括する。 3 医療安全管理責任者は、医療安全管理部、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者及び医療放射線安全管理責任者並びに旭川医科大学病院医療安全管理委員会の実施事項を統括する。 (略)